定期確認 (災害対応車両の所有者・調整法人)

定期確認(はじめに)①



〇災害対応車両等登録規程(令和7年内閣府告示第92号)(抄)

第7条第9項

前各項に定めるもののほか、<u>登録災害対応車両の所有者</u>及び<u>登録災害対応車両調整法人</u>は、<u>毎年四月末日及び十月末日時点</u>で、<u>災害対応車両登録簿の記載内容を確認する</u>ものとする。

- 〇災害救助事務取扱要領(令和7年7月) 第7 災害対応車両登録制度に関する事項
 - 8 登録事項に変更等があった場合の手続き【登録規程第7条関係】
 - (3)データベースの定期的な確認(毎年4月末日時点/10月末日時点)

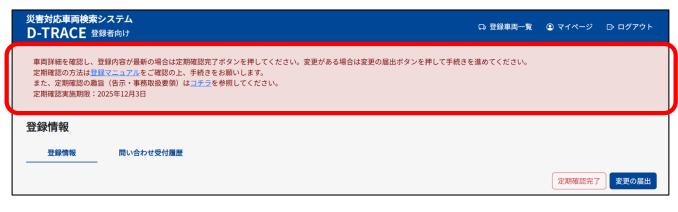
登録事項に変更が生じた際は、その都度、データベースを変更(更新)することとなるが、 登録事項に変更が生じてない場合であっても、災害対応車両の所有者及び災害対応車 両調整法人は、データベースの記載情報が最新のものであることを定期的に確認し、発 災時に、被災自治体が、混乱なく災害対応車両の提供を要請できる環境を平時から整え ておく必要がある。

このため、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、年2回、具体的には、 毎年4月末日及び10月末日時点で、データベースの記載内容を確認する。

災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人が期日までに確認行為を行わない場合は、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人に対し、アラート(注意喚起)を発信する。

定期確認(車両の所有者・調整法人)②





- 登録されている所有者または調整 法人の情報については、毎年4月 及び10月に定期確認が必要となり ます。
- □ 定期確認の4月及び10月の時期を 迎えると、マイページにお知らせ通 知が表示されます。
- □ 定期確認は、登録されている情報を最新の状態に保つことで、利用者(自治体等)が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認(車両の所有者・調整法人)③





- 登録情報に誤りや変更がないか、 よくご確認いただき、情報が正しい 場合は「定期確認完了」をクリックしてください。
- □ 登録情報に誤りや変更がある場合は、「変更の届出」をクリックし、正しい情報を入力してください。
- 「ロ 完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。

定期確認(車両の情報) ④





- □ 登録されている車両の情報については、毎年4月及び10月に定期確認が必要となります。
- □ 定期確認の4月及び10月の時期を 迎えると、マイページにお知らせ通 知が表示されます。
- □ 定期確認は、登録されている情報を最新の状態に保つことで、利用者(自治体等)が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認(車両の情報) 5





- □ 車両の一覧ページから、定期確認 ステータスが「未確認」の車両を選 択してください。
- 車両詳細の情報に誤りや変更がないか、よくご確認いただき、情報が正しい場合は「定期確認完了」をクリックしてください。
- □ 車両詳細の情報に誤りや変更がある場合は、「変更の届出」をクリックし、正しい情報を入力してください。
- □ 完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。
- □ なお、複数台車両を登録の方は、 すべての車両において、定期確認 が必要となります。